

# ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和11年3月30日）  
建設業労働災害防止協会宮崎県支部  
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）  
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504  
<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> **建災防宮崎県支部** **検索**

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

廃棄物焼却施設における焼却炉等の運転、点検等作業又は解体作業に従事する労働者のダイオキシン類によるばく露防止を図るため、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程が改正され、特別教育の実施、空気中のダイオキシン類濃度の測定、発散源の湿潤化、ばく露防止のための保護具の使用等が義務付けられました。

当協会支部においては、当該作業に従事する全ての労働者の方を対象として安全衛生教育を実施致しますので、この機会に受講頂くようご案内いたします。

## 1 受講対象者

工事発注者、経営者、安全衛生管理担当者及び別表『ダイオキシン類にばく露されるおそれのある作業のうち、安全衛生特別教育を必要とする業務について』のとおり。

## 2 開催日時・場所

講習日	CPDS 登録番号	講習会場
令和8年9月1日（火）	1048581	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）

\* 12時30分受付、午後1時開講～午後5時閉講です。 \* 会場駐車場有

## 3 講習科目・講習時間

講習科目	範囲	講習時間
ダイオキシン類の有害性	ダイオキシン類の性状	30分
作業の方法及び事故の場合の措置	作業の手順、ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置、作業環境改善の方法、洗身及び身体等の清潔の保護の方法、事故時の措置	1時間30分
作業開始時の設備の点検	ダイオキシン類のばく露を低減させるための設備についての作業開始時の点検	30分
保護具の使用法	保護具の種類、性能、洗浄方法、使用方法及び保守点検の方法	1時間
その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項	法令及び安全衛生規則中の関係条項、ダイオキシン類のばく露を防止するための当該業務について必要な事項	30分
	合計	4時間

#### 4 受講料及びテキスト代（税込）

会 員 7,788円（受講料6,600円、テキスト代1,188円）  
非 会 員 9,988円（受講料8,800円、テキスト代1,188円）

#### 5 修 了 証

全科目修了者には「ダイオキシン類作業従事者に係る安全衛生特別教育修了証」を即日交付します。

#### 6 受 講 手 続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。  
受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座（宮崎銀行 県庁支店 普通預金 1277095）に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 受講者の交替は、認めます。
- (7) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (8) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

**ダイオキシン類にばく露されるおそれのある作業のうち  
安全衛生特別教育を必要とする業務について**

労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)及び安全衛生特別教育規程が改正され、平成 13 年 6 月 1 日より施行された。

改正によって特別教育を必要とする業務は次のとおりである。

対象業務は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成 11 年政令第 433 号)別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉(火床面積が 0.5 m<sup>2</sup>以上又は、焼却能力が 1 時間当たり 50kg 以上のものに限る。)を有する廃棄物の焼却施設における次の作業に従事する者。

- (1) 廃棄物の焼却施設における、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務に係る作業で、具体的には次の作業 【(安衛則第 36 条第 34 号)、(4)に掲げる業務を除く。】
  - ① 焼却炉、集じん機等の内部で行う灰出しの作業
  - ② 焼却炉、集じん機等の内部で行う設備の保守点検等の作業の前に行う清掃等の作業
  - ③ 焼却炉、集じん機等の外部で行う焼却灰の運搬、飛灰(ばいじん等)の固化等焼却灰飛灰等を取扱う作業
  - ④ 焼却炉、集じん機等の外部で行う清掃等の作業
  - ⑤ 焼却炉、集じん機等の外部で行う上記①及び②の作業の支援及び監視等の作業
- (2) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物の焼却炉、集じん機その他の装置の運転、保守点検等の業務に係る作業で、具体的には次の作業 (安衛則第 36 条第 35 号)
  - ① 焼却炉、集じん機等の内部で行う設備の保守点検等の作業
  - ② 焼却炉、集じん機等の外部で行う焼却炉、集じん機その他の装置の運転、保守点検等の作業
  - ③ 焼却炉、集じん機等の外部で行う(2)の①の作業の支援・監視等の作業  
(保守点検等に伴い、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻等を取り扱う場合は、上記(1)の作業に該当すること。)
- (3) 上記(1)、(2)として区別できない、双方ともに従事している者(安衛則第 36 条第 34 号、35 号)
- (4) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務に係る作業で、具体的には次の作業 (安衛則第 36 条第 36 号)
  - ① 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業
  - ② 上記①に係る設備の大規模な撤去を伴う補修・改造の作業
  - ③ 上記①及び②の作業に伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う作業  
(耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記(2)の作業に該当すること。)